

[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[備蓄品・避難所に関する事項]

	改正案	現 行
2-15 2-60 2-75	<p>第 2 章 震災予防計画 第 2 節 震災に強い防災体制の整備 第 3 節 非常用物資の備蓄</p> <p>本市は、地震災害時の市民生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。地震発生の際及び時間帯等は、事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。さらに、食料及び生活必需品の備蓄並びに調達品目については、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者及び女性に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。また、食料品については、アレルギー対象食材を表示したものの補充に努めるものとする。</p>	<p>第 2 章 震災予防計画 第 2 節 震災に強い防災体制の整備 第 3 節 非常用物資の備蓄</p> <p>本市は、地震災害時の市民生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を進めているが、今後は、より一層これら非常用物資の備蓄及び調達体制の整備を推進する。地震発生の際及び時間帯等は、事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。さらに、食料及び生活必需品の備蓄並びに調達品目については、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者 _____ に配慮した品目の補充にも積極的に努めるものとする。</p>
2-78	<p>(略)</p> <p>3.2 食料供給体制の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p>	<p>(略)</p> <p>3.2 食料供給体制の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p>
2-78	<p>(略)</p> <p>(1) 食料の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>②本市の備蓄計画</p> <p>(略)</p> <p>□備蓄の留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・物資を 1 箇所に集中して備蓄しその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。 ・高齢者・乳幼児などの災害時要援護者及び女性に配慮した食料、生活関連物資の備蓄に努める。また、食料品については、アレルギー対象食材を表示したものの補充に努めるものとする。 ・季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。 </div> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 食料の備蓄</p> <p>(略)</p> <p>②本市の備蓄計画</p> <p>(略)</p> <p>□備蓄の留意点</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・物資を 1 箇所に集中して備蓄しその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。 ・高齢者・乳幼児などの災害時要援護者 _____ に配慮した食料、生活関連物資の備蓄に努める。 ・季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。 </div> <p>(略)</p>
2-82	<p>3.5 災害備蓄庫等の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>(略)</p>	<p>3.5 災害備蓄庫等の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p>(略)</p>
2-82	<p>(2) 備蓄品保管室の充実</p> <p>本市は、平成 7 年度から避難所となる小・中学校及び市立川越高校の余裕教室などを利用した備蓄品保管室の整備を進めている。</p> <p>備蓄品保管室には、地震発生後直ちに必要となる救助用資機材、食料、生活必需品等を備蓄しており、今後は必要な備蓄品を計画的に備蓄する。</p>	<p>(2) 備蓄品保管室の充実</p> <p>本市は、平成 7 年度から避難所となる小・中学校及び市立川越高校の余裕教室などを利用した備蓄品保管室の整備を進めている。</p> <p>備蓄品保管室には、地震発生後直ちに必要となる救助用資機材、食料、生活必需品等を備蓄しており、今後は必要な備蓄品を計画的に備蓄する。</p>

[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[備蓄品・避難所に関する事項]

改 正 案		現 行																			
2-82 (続き)	備蓄品保管室の位置については、児童・生徒の安全を最優先した上で、できる限り校舎 1 階に配置するよう努め、明確な表示をする。 (略)	(略)																			
2-147 2-303 2-311	<p>第 3 章 震災応急対策計画</p> <p>第 3 節 救援期における災害応急対策活動</p> <p>第 3 節 避難所の運営</p> <p>(略)</p>	<p>第 3 章 震災応急対策計画</p> <p>第 3 節 救援期における災害応急対策活動</p> <p>第 3 節 避難所の運営</p> <p>(略)</p>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「避難所の運営」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.1 避難所の運営管理体制</td> <td>避難所運営班、関係各班</td> </tr> <tr> <td>3.2 避難所の標準設備等</td> <td>避難所運営班</td> </tr> <tr> <td>3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等</td> <td>避難所運営班、食料・物資調達班、関係各班</td> </tr> <tr> <td>3.4 避難所での医療</td> <td>保健班、医療班</td> </tr> <tr> <td>3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 災害時要援護者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 (8) その他の対策</td> <td>避難所運営班、ボランティア班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班</td> </tr> <tr> <td>3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ</td> <td>本部班、避難所運営班</td> </tr> <tr> <td>3.7 普通生活への復帰・避難所の縮小</td> <td>本部班、避難所運営班</td> </tr> </tbody> </table>	「避難所の運営」		事項	担当班	3.1 避難所の運営管理体制	避難所運営班、関係各班	3.2 避難所の標準設備等	避難所運営班	3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所運営班、食料・物資調達班、関係各班	3.4 避難所での医療	保健班、医療班	3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 災害時要援護者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 (8) その他の対策	避難所運営班、ボランティア班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班	3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ	本部班、避難所運営班	3.7 普通生活への復帰・避難所の縮小	本部班、避難所運営班		
「避難所の運営」																					
事項	担当班																				
3.1 避難所の運営管理体制	避難所運営班、関係各班																				
3.2 避難所の標準設備等	避難所運営班																				
3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所運営班、食料・物資調達班、関係各班																				
3.4 避難所での医療	保健班、医療班																				
3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 災害時要援護者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 (8) その他の対策	避難所運営班、ボランティア班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班																				
3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ	本部班、避難所運営班																				
3.7 普通生活への復帰・避難所の縮小	本部班、避難所運営班																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「避難所の運営」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.1 避難所の運営管理体制</td> <td>避難所運営班、関係各班</td> </tr> <tr> <td>3.2 避難所の標準設備等</td> <td>避難所運営班</td> </tr> <tr> <td>3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等</td> <td>避難所運営班、食料・物資調達班、関係各班</td> </tr> <tr> <td>3.4 避難所での医療</td> <td>保健班、医療班</td> </tr> <tr> <td>3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 災害時要援護者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) その他の対策</td> <td>避難所運営班、ボランティア班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班</td> </tr> <tr> <td>3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ</td> <td>本部班、避難所運営班</td> </tr> <tr> <td>3.7 普通生活への復帰・避難所の縮小</td> <td>本部班、避難所運営班</td> </tr> </tbody> </table>	「避難所の運営」		事項	担当班	3.1 避難所の運営管理体制	避難所運営班、関係各班	3.2 避難所の標準設備等	避難所運営班	3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所運営班、食料・物資調達班、関係各班	3.4 避難所での医療	保健班、医療班	3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 災害時要援護者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) その他の対策	避難所運営班、ボランティア班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班	3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ	本部班、避難所運営班	3.7 普通生活への復帰・避難所の縮小	本部班、避難所運営班	
「避難所の運営」																					
事項	担当班																				
3.1 避難所の運営管理体制	避難所運営班、関係各班																				
3.2 避難所の標準設備等	避難所運営班																				
3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所運営班、食料・物資調達班、関係各班																				
3.4 避難所での医療	保健班、医療班																				
3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 災害時要援護者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) その他の対策	避難所運営班、ボランティア班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班																				
3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ	本部班、避難所運営班																				
3.7 普通生活への復帰・避難所の縮小	本部班、避難所運営班																				

[第2編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[備蓄品・避難所に関する事項]

改正案

現行

2-312 3.1 避難所の運営管理体制

3.1 避難所の運営管理体制

【避難所運営班、関係各班】

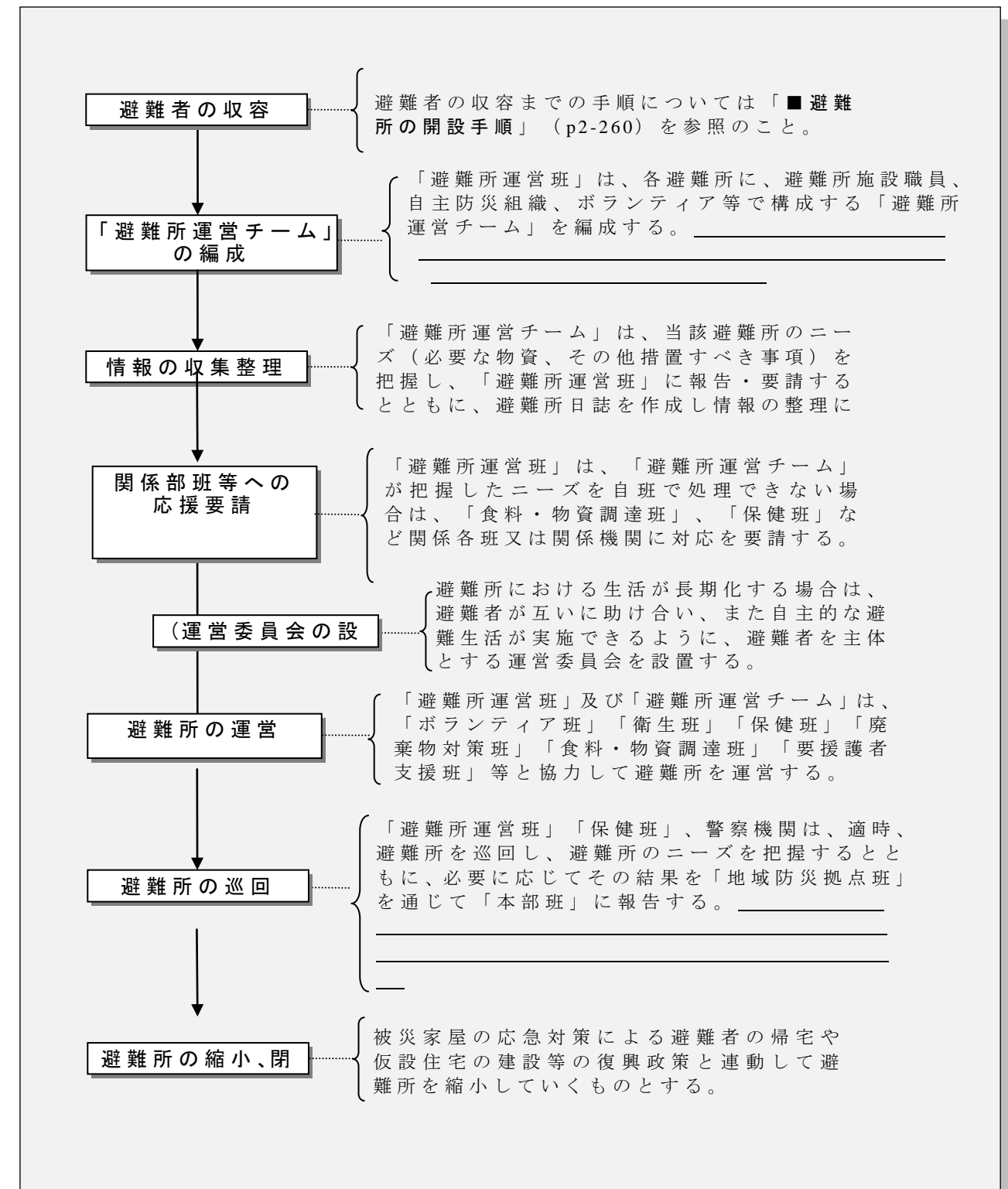
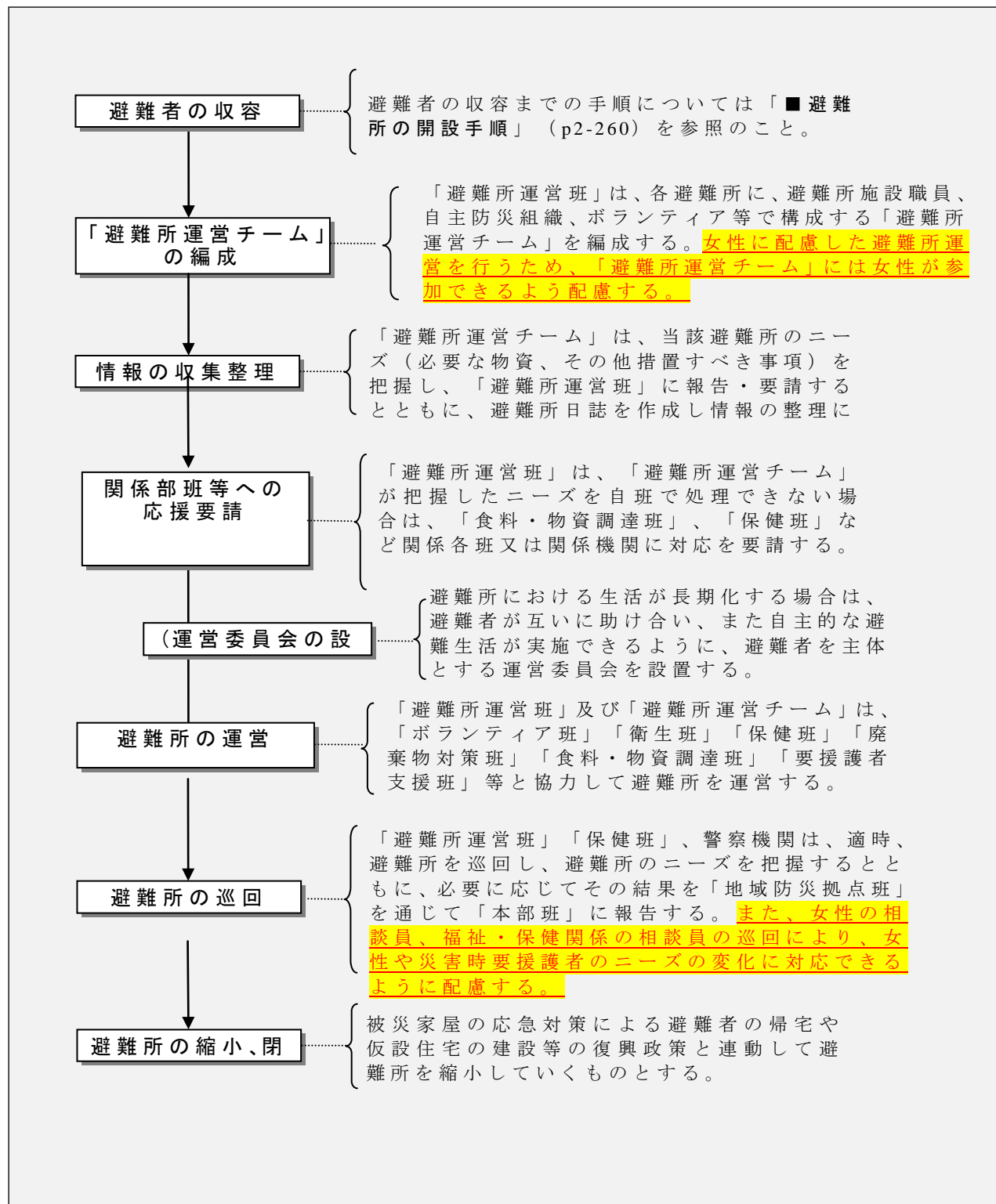
【避難所運営班、関係各班】

(略)

(略)

■ 避難所の開設から閉鎖までの手順

■ 避難所の開設から閉鎖までの手順



[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[備蓄品・避難所に関する事項]

	改正案	現行
2-314	<p>(略)</p> <p>3.5 避難所の生活環境への配慮 【避難所運営班、ボランティア班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班】</p>	<p>(略)</p> <p>3.5 避難所の生活環境への配慮 【避難所運営班、ボランティア班、衛生班、保健班、廃棄物対策班、食料・物資調達班、要援護者支援班、市民相談班】</p>
2-315	<p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 <u>女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所等は開設当初から設置できるように努める。また、セクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮するとともに、注意喚起に努める。</u></p> <p>(8) その他の対策 <input type="checkbox"/> 避難生活の長期化対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施） ・ 入浴対策 （仮設風呂・温水シャワーの設置、障害者等に対する移動入浴車の巡回等） ・ 燃料の確保（ボンベ、コンロの調達） ・ 下着類の洗濯への対応 ・ 心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等） ・ 災害時要援護者への配慮 （医療・福祉施設への移送・適切な方法による情報提供、軟らかい食品等） </div> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室、保健室を利用した「福祉避難室」の設置 ・ 医療相談、診療の実施 ・ 避難所におけるペットの飼育に関するルールづくり ・ ボランティア活動に対する支援 ・ 避難者の要望把握、要望への対応方策の検討 ・ 避難所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には、車を駐車させないようにする。 	<p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) その他の対策</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><input type="checkbox"/> 避難生活の長期化対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 温かい食事、汁物、野菜の提供（炊き出しの実施） ・ 入浴対策 （仮設風呂・温水シャワーの設置、障害者等に対する移動入浴車の巡回等） ・ 燃料の確保（ボンベ、コンロの調達） ・ 下着類の洗濯への対応 ・ 心身リフレッシュ対策（演劇・音楽鑑賞等） ・ 災害時要援護者への配慮 （医療・福祉施設への移送・適切な方法による情報提供、軟らかい食品等） ・ <u>女性のニーズに対するきめ細かな配慮（更衣室、授乳室の設置等）</u> </div> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教室、保健室を利用した「福祉避難室」の設置 ・ 医療相談、診療の実施 ・ 避難所におけるペットの飼育に関するルールづくり ・ ボランティア活動に対する支援 ・ 避難者の要望把握、要望への対応方策の検討 ・ 避難所の長期運営上欠かせないスペースであるグラウンド等には、車を駐車させないようにする。

[第 2 編 震災対策計画]

川越市地域防災計画 新旧対照表

[備蓄品・避難所に関する事項]

	改正案	現 行
2-375	第 5 章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画	第 5 章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画
2-386	第 3 節 警戒宣言発令に伴う措置	第 3 節 警戒宣言発令に伴う措置
2-406	第 8 生活物資対策 8. 1 備蓄物資	第 8 生活物資対策 8. 1 備蓄物資
	【関係各課】	【関係各課】
	(略)	(略)
2-407	(3) 医薬品等 ① ランニング備蓄を委託している <u>社団法人川越市医師会</u> に連絡し、協定に基づき本市が指定する一定数量の医薬品等を確認するとともに、要請があった場合に速やかに搬出及び輸送ができる体制をとるよう依頼する。	(3) 医薬品等 ① ランニング備蓄を委託している <u>医薬品卸売業者 3 社</u> に連絡し、協定に基づき本市が指定する一定数量の医薬品等を確認するとともに、要請があった場合に速やかに搬出及び輸送ができる体制をとるよう依頼する。
	(略)	(略)